

公費負担医療等関連情報

(2024年8月診療分から)

重度心身障害児者医療助成制度^{④③}・ 重度心身障害老人健康管理事業(健管)の拡充について

2024年(令和6年)8月診療分より、京都府の重度心身障害児者医療助成制度^{④③}・重度心身障害老人健康管理事業(健管)の対象者が拡充されます。

1 新たに対象となる方

京都府内にお住まいで、被用者保険や国民健康保険などの健康保険に加入している次のいずれかに該当する方

- ① 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ② 精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている方で、かつ、身体障害者手帳3級の交付を受けている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている方で、かつ、知的障害者更生相談所及び児童相談所において知能指数が50以下と判定された方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている方のうち、直近の更新前は手帳の等級が1級であった方

2 拡充開始時期

2024年(令和6年)8月1日診療分から

3 申請の方法等については、お住まいの市、区役所、町村役場へお尋ねください。

なお、府内自治体では独自に制度を拡充しているところもあります。各自自治体の助成内容については『公費負担医療等の手引』2023年11月版P.439、440「重度心身障害児者医療助成制度^{④③} 京都府内一覧」、P.148、149「重度心身障害老人健康管理制度 京都府内一覧」をご覧ください。

《参考》京都市からのお知らせ

京都市 からのお知らせ

令和6年8月診療分から、「京都市障害者 医療費支給制度※」の対象を拡充します！

※「京都市障害者医療費支給制度(「重度心身障害者医療費支給制度」及び「重度障害老人健康管理費支給制度」)は、重度の障害のある方々を対象に医療費の自己負担分を助成する制度です。

新たに、重度の精神障害のある方等が、この制度の対象となります。

◆ 新たに対象となる方

- 1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- 2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、かつ、次のいずれかに該当する方
 - ・ 直近の認定で1級から2級に変更になった
 - ・ 3級の身体障害者手帳の交付も受けている
 - ・ 知能指数が50以下と判定された

※ 所得等、他の要件があります。

◆ お手続きについて

5月下旬以降順次、対象となる障害のある方に申請書等をお送りしますので、必要書類を添付のうえ、以下の郵送先にお送りください。

※ 申請書等が届いた方でも、審査の結果、対象とならない場合があります。

問合せ先
郵送先

京都市障害者医療費事前申請受付センター (TEL:075-222-4566 FAX:075-251-2940)
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎4階



京都市
CITY OF KYOTO



SDGs未来都市
京都

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室
生活福祉部保険年金課

京都市印刷物 第064023号
発行/令和6年5月